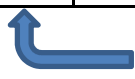


添付書類一覧表

農地法第4・5条許可申請添付書類一覧表(住宅等の場合)

申請者		代理人 本人	担当者	日付
チェック	必要書類	添付書類		部数
	○	1	農用地区域でない旨の市長の証明書※鹿嶋市農林水産課即日発行 (農振除外をする場合は、除外見込通知書、又は除外通知書)	1
	○	2	公図(3ヶ月以内のもの・写しでも可) ※隣接の地番・面積・地目・土地所有者・住所・氏名を記載 ※事業区域が分かるよう色枠で表示	1
	○	3	土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る・3ヶ月以内のもの) 原本	1
	○	4	位置図(住宅地区の写し) ※縮尺25,000分の1程度のもの	1
	○	5	平面図、施設の種類・規模・配置図	1
	○	6	資金計画書 事業に係る収支の概要 見積書等(総括表で可)	1
	○	7	資金証明書(金額の大小にかかわらず、全ての案件で添付) 残高証明、融資証明等又は、預貯金通帳写し(原本証明)	1
	×	8	事業計画書	1
	△	9	委任状(代理人申請の場合)	1
	△	10	同意書(隣接地が農地の場合)	1
	△	11	土地改良区域にある場合は土地改良区の意見書	1
	△	12	住民票(譲受人及び譲渡人が他市町村の場合、土地全部事項証明書に 記載されている住所が現住所と違う場合) 原本	1
	△	13	譲受人(借受人)が法人の場合、「法人登記簿謄本の原本」「定款の写し」 「寄附行為の写し」のどれか一つ。	1
	△	14	事業運営に免許・資格等を必要とする場合、その証明書・免許等の写し	1
	△	15	第5条の単独申請にあつては、その原因を明らかにする書面 (公売・競売等の場合)	1
	○	16	都市計画法による開発許可又は建築許可の適用のあるものは申請書の写し 公共転用の場合は事業者の証明の写し ※その他法令が適用されるものは、その申請書等の写し	1
	△	17	農業を営む者の証明(農家住宅又は農業用施設の場合) ※農業委員会で証明します。	1


 ○印 必須  
 △印 必要になる場合あり  
 ×印 提出必要無し

- (注) 1. 提出部数は1部です。
2. 毎月10日迄に添付書類を完備した申請を、当月の定例総会に付議いたします。  
 ※ 未提出の書類がある場合、総会には付議できません。  
現地調査は毎月19日頃に行います。申請地に看板(厚紙等)を立てて下さい。
3. 違反転用が認められる場合は、始末書の添付が必要となります。
4. その他、事業目的、事業内容等により必要となることがあります。
5. 証明書類は原本(写し可以外)です。

全チェック済	
--------	--

農地法第4・5条許可申請添付書類一覧表(資材置場・駐車場等の場合)

申請者		代理人 本人	担当者	日付
チェック	必要書類	添付書類		部数
	○	1	農用地区域でない旨の市長の証明書※鹿嶋市農林水産課即日発行 (農振除外をする場合は、除外見込通知書、又は除外通知書)	1
	○	2	公図(3ヶ月以内のもの・写しでも可) ※隣接の地番・面積・地目・土地所有者・住所・氏名を記載 ※事業区域が分かるよう色枠で表示	1
	○	3	土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る・3ヶ月以内のもの) 原本	1
	○	4	位置図(住宅地図の写し) ※縮尺25,000分の1程度のもの	1
	○	5	平面図, 施設の種類・規模・配置図	1
	○	6	資金計画書 事業に係る収支の概要 見積書等(総括表で可)	1
	○	7	資金証明書(金額の大小にかかわらず、全ての案件で添付) 残高証明, 融資証明等又は、預貯金通帳写し(原本証明)	1
	○	8	事業計画書	1
	△	9	委任状(代理人申請の場合)	1
	△	10	同意書(隣接地が農地の場合)	1
	△	11	土地改良区域にある場合は土地改良区の意見書	1
	△	12	住民票(譲受人及び譲渡人が他市町村の場合、土地全部事項証明書に 記載されている住所が現住所と違う場合) 原本	1
	△	13	譲受人(借受人)が法人の場合、「法人登記簿謄本の原本」「定款の写し」 「寄附行為の写し」のどれか一つ。	1
	△	14	事業運営に免許・資格等を必要とする場合、その証明書・免許等の写し	1
	△	15	第5条の単独申請にあつては、その原因を明らかにする書面 (公売・競売等の場合)	1
	△	16	都市計画法による開発許可又は建築許可の適用のあるものは申請書の写し 公共転用の場合は事業者の証明の写し ※その他法令が適用されるものは、その申請書等の写し	1
	△	17	客土、盛土を伴う場合は廃棄物対策課の事前協議済書写し ※砂利、碎石の場合は不要	1
<b>【砂利採取の場合】</b>				
	○	18	1)市の道路使用許可書	1
	○		2)土地改良区域の場合:改良区意見書	
	○		3)農振農用地区域の場合:市の意見書(鹿嶋市農林水産課)	
	○		4)鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」の写し:(受付印のあるもの)	



- 印 必須
- △印 △印 必要になる場合あり
- ×印 提出必要無し

- (注) 1. 提出部数は1部です。
2. 毎月10日迄に添付書類を完備した申請を、当月の定例総会に付議いたします。  
 ※ 未提出の書類がある場合、総会には付議できません。  
 現地調査は毎月19日頃に行います。申請地に看板(厚紙等)を立てて下さい。
3. 違反転用が認められる場合は、始末書の添付が必要となります。
4. その他、事業目的、事業内容等により必要となることがあります。
5. 証明書類は原本(写し可以外)です。

全チェック済	
--------	--